

審 第 5 3 5 5 号
答 申 第 3 7 7 号
令 和 8 年 2 月 2 日

千葉県教育委員会 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

「千葉県教育委員会における個人情報の保護に関する法律に基づく処
分に係る審査基準」の策定について（答申）

令和7年12月9日付け教総第1674号による下記1の諮問について、下記
2のとおり答申します。

記

1 諮問

「千葉県教育委員会における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係
る審査基準」の策定について

2 答申

実施機関の作成した審査基準は、個人情報の保護に関する法律（平成15年
法律第57号）に適合し、妥当であると認められる。